

令和8年1月26日

## 第19回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第19回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和8年1月26日(月) 午後2時00分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について（所有権移転分）（利用権設定分）
- 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号 「農業経営基盤強化促進法第19条第5項に基づく、農業経営基盤の強化の促進に関する変更計画案」に係る同法第6項の規定に基づく意見決定について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（除外）申出の意見決定について
- 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第7号 農地法第3条第1項目的買受適格証明願について
- 議案第8号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

農業委員

1番 松木茂久	2番 生川裕也	3番 福ヶ迫義隆
4番 前田真津美	5番 井手康則	6番 西村久則
7番 滝下真弥子	8番 石嶺義孝	9番 下高原誠
10番 内藺光弘	11番 西川路利広	
	14番 徳留幸信	15番 下川道孝
16番 池田由美子	17番 瀆田保	18番 田代繁樹
19番 税田祐子		

農地利用最適化推進委員

20番 川畑淳一	21番 森川泰夫	22番 奥村祐樹
23番 前田剛	24番 今村量則	25番 南圭司
26番 京田富久	27番 鶴田伸一郎	28番 小村亮太
29番 欠員	30番 廣森修	31番 田之上洋
32番 瀆田卓郎	33番 上拂忠	
35番 澤山善治	36番 下吹越浩之	37番 大迫恵太
38番 下吉一宏		

1 小委員長

8番 石嶺義孝

1 欠席委員

12番 西山昭二      13番 小荒田大樹      34番 松澤雅人

1 遅刻委員

7番 滝下真弥子

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	小吉建治
農地総務係主任	今奈良昂平
主幹兼振興係長	前田昭市
振興係主事	藤久保宏実
振興係主事	池田恵一
主幹兼地域計画係長	向吉真一

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係主任 今奈良 昂 平

1 開会 午後2時00分

事務局 全員、ご起立ください。  
一同礼。  
指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。  
(唱和)  
ご着席ください。

議長 ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第19回指宿市農業委員会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員に「4番委員」と「19番委員」を指名いたします。  
早速、議題に入ります。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。  
議案書の1ページをお開きください。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 それでは議案書の6ページをお開きください。  
議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分は2件です。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。  
なお、本案件については、県地域振興公社による農地売買等事業の事前審査において承認されたものであります。  
以上で説明を終わります。  
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
それでは、議案第1号のうち、所有権移転分について、ご審議願います。

委員  
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分は議案書の7ページから14ページまでの27件で、総合計は45筆43,733㎡です。

それでは、議案書の7ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、新規就農者に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員に報告を求めます。

11番委員

番号1と2につきまして、1月8日に私と16番委員、27番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、4年前に帰省するまで県外の自動車工場に勤めていたが、幼少の頃、祖父の農業を手伝った経験もあり、もともと農業に興味を持っていたことから、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、軽トラックや動噴を所有しており、トラクターなどは友

人から借りているとのことでした。

また、帰省後の3年間は、地元のキャベツ農家で働いていたことから、栽培技術や機械の操作については、問題ありません。

栽培品目としては、オクラやスナップエンドウを中心に、年間販売高350万円を目指しており、まずは、現在の栽培品目で技術力を磨いて反収を上げていきたいとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま担当委員の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から14ページ27番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

33番委員

26番の4190番について、備考にうち面積の記載があるが、どういう意味でしょうか。

事務局

登記面積5,775㎡のうち、農地として使える場所が2,825㎡で、ほかは原野・山林化していますので、今回、利用権設定する面積は、2,825㎡です。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の3番から27番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の3番から27番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

1月13日の転用調査時に、私と22番委員、24番委員、事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と一部聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から6番は売買、7番と9番は知人への贈与、8番は親族への贈与で、贈与による申請は、贈与税に関して理解しているとのことでした。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われまます。

最後に、農地法第3条調書及び位置図と字図につきましても、審議資料の2ページから31ページに添付してありますように、今回の案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしました。審議資料等ご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第19条第5項に基づく、農業経営基盤の強化の促進に関する変更計画案」に係る同法第6項の規定に基づく意見決定についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第19条第5項に基づく、農業経営基盤の強化の促進に関する変更計画案」に係る同法第6項の規定に基づく意見決定について、ご説明いたします。

資料は、64ページから70ページになります。

地域計画につきまして、地域の環境保全及び有効な土地利用のため、農地転用等をはじめ、経済事業の変動その他情勢の変化に適切に対応する必要があると判断されることから、計画の変更を行うものであります。

今回の計画変更につきましては、地域計画区域からの除外で、農政課から意見を求められたものです。

地番は、[REDACTED]の1筆となります。

除外理由につきましては、農家住宅及び農業用倉庫建設による除外で、この後の議案第4号1番でも説明いたします。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第19条第5項に基づく、農業経営基盤の強化の促進に関する変更計画案」に係る同法第6項の規定に基づく意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者・土地の所在・地目・面積等は、議案にお示しのとおりです。

転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫です。

審議資料の32ページをお開きください。

申請地は、                    から北へ250m離れた農地で、東は原野及び畑、西は市道、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、農用区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請者は、市内の農家で、現在、借家住まいであることから、申請地に自己の居住する農家住宅及び農業用倉庫を建築する計画です。

代替地についても検討されていますが、いずれも事業計画を満たすことができず、農地の利用集積や保全面、また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の33ページをお開きください。

申請地は、                    から北東へ550m離れた農地で、東と南は畑、西は里道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に

該当します。

申請者は、鹿児島県による二反田川河川改修工事に伴う立ち退きにより、現在居住している住宅の南側において、申請地と宅地を一体利用し、新たに住宅を建設する計画です。

土地の形状については、現状のままで土留工事を行うことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は駐車場及び資材置場です。

審議資料の34ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ170m離れた農地で、東は宅地、西は山林、南は畑及び山林、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、個人で建設業を営んでおり、申請地に駐車場及び資材置場を整備する計画です。

土地の形状については、現状のままで、境界にはブロックを設置する予定です。

構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は駐車場です。

審議資料の35ページをお開きください。

申請地は、                    から東へ290m離れた農地で、北は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地周辺のアパート・マンション住人の駐車場が不足していることから、申請地を駐車場として整備する計画です。

土地の形状については、現状のままで、周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は建売住宅です。

審議資料の36ページをお開きください。

申請地は、                    から北西へ60m離れた農地で、北は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、駅も近く利便性のよい土地であることから、申請地に建売住宅を建築し販売する計画です。

土地の形状については、現状のままで、周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、工事中通路及び製作ヤードです。

審議資料の37ページをお開きください。

申請地は、                    から南へ700m離れた農地で、東は保安林、西は市道及び畑、南は用悪水路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木建築業を営む法人で、保安林内で行う海岸防災林造成の工事に関連し、現場に隣接する申請地を使用貸借し、保安林の一部を一体利用して、工事区域への進入路及び製作ヤードを整備する計画です。

本案件は、令和7年5月26日開催の第11回農業委員会議案第3号3番で審議いただき、許可となった農地の一時転用の継続申請で、鹿児島県南薩地域振興局発注工事に伴うもので、農地の申請面積が3,000㎡を超える案件ではありますが、前回の申請内容と変更点がないことから、全体調査は省略し、小委員会による対応としました。

なお、一時転用の期間については、許可日から令和8年8月末日までとしています。

土地の形状については、現状のまま、土留工事を行う予定です。建築物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されま

す。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号農地法第3条第1項目的買受適格証明願についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

本案件は、山川大山地区内の農地の公売に伴い、申請人が入札参加するために買受適格証明書の交付が必要であることから、申請があつても

のです。

申請人、土地の所在地については、議案書にお示しのとおりです。

申請人につきましては、すでにこの農地を借りて、隣接地と一体利用していることから、取得後も継続して利用するものと思われます。

位置図や字図等につきましても、審議資料の38ページから40ページに添付してありますのでご参照ください。

なお、本委員会で承認後、申請人が落札した場合は、農地法第3条の許可申請を行うこととなりますが、現地調査も既に行っていることから、再度の審議を経ることなく、会長決裁にて許可してよろしいか、併せてご審議いただきますようお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

28番委員 買受適格証明書は、下限面積が撤廃された後については、基本的には誰でも取れるようになったのか、その辺をお聞きしたい。

事務局 今回、公売に出る土地は農地ですので、農地法第3条の要件を満たす人でないと、農業委員会は買受適格証明を出すことができません。

28番委員 住居横の農地の取得に関する農地法第3条の特例を設けていますが、公売に出た農地にも特例は適用されるのでしょうか。

今すぐに答えられなければ後でも結構ですよ。

事務局 このことにつきましては、後日回答させていただきます。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号農地法第3条第1項的買受適格証明願については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案書の24ページをお開きください。

議案第8号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。

今月は、売渡申出が6件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

	見取図，地籍図は，審議資料の43ページから63ページに掲載して います。
	以上で説明を終わります。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。
	それでは，議案第8号について，ご審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。
	このあっせん申出につきましては，事務局としてあっせん委員を選出 されていると思いますので，事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは，あっせん委員の事務局案を申し上げます。
	議案書の24ページからになります。
	番号1は，8番委員，27番委員，16番委員。
	番号2は，27番委員，8番委員，16番委員。
	番号3は，福元の畑を，32番委員，20番委員。
	小川の畑を，31番委員，12番委員。
	浜見ヶ水の畑を，32番委員，12番委員。
	番号4と5は，24番委員，5番員。
	番号6は，23番委員，4番委員。
	以上，事務局案として提案いたします。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま，事務局案が発表されました。
	それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは，議案第8号農用地あっせん申出については，原案のとおり 承認することとし，あっせん委員は，事務局案のとおり決定いたしま す。
	本日の議題は，これで終了いたしました。
	ほかにごございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ，その他に入ります。
	その他について，事務局に説明を求めます。
事務局	その他について，ご説明いたします。議案書の27ページをご覧ください。
	その他（議案書の27ページを参照して説明）

1. 一時使用届
2. 1月の行事報告
3. 2月の行事予定
4. その他
  - (1) 就農状況調査について
  - (2) 農地バンク（農地中間管理事業）の活用に係るリーフレット・「指宿市公式LINE」及び「農業用資産情報バンク」の活用に係るチラシの送付について
  - (3) タブレットの研修について
  - (4) 活動記録簿について

議長  
委員  
議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第19回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時04分）

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員4番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員19番委員 \_\_\_\_\_